

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定致しました。

日程第7 議案第5号 多度津町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（案）の制定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第5号についてを、採決致します。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定致しました。